

(平成27年1月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで
② 昭和54年10月から55年3月まで

私の国民年金加入手続については、勤務先の社長が行い、国民年金保険料についても、給料から天引きし、私が婚姻するまで納付してくれていたはずである。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く60歳に到達するまでの国民年金加入期間において国民年金保険料を全て納付しており、前納制度を利用して保険料を納付している期間も確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金受付処理簿における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年4月頃に払い出されたと推認され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、47年*月*日（20歳到達時）まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。これは、A市の被保険者名簿においても、申立人に係る国民年金の加入届出日が49年4月2日とされ、資格取得日が47年3月12日とされていることとも符合する。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①の国民年金保険料については、現年度保険料又は過年度保険料として遡って納付することが可能であり、申立期間②の保険料についても、申立人は継続して国民年金に加入していることから、現年度保険料又は過年度保険料として

納付することが可能であった。

さらに、申立期間①の国民年金保険料については、上述のとおり、加入手続時期（昭和49年4月頃）において、現年度保険料又は過年度保険料として遡って納付することが可能であったところ、国民年金被保険者台帳によると、その直前の47年3月から48年3月までの保険料が上述の加入届出日（49年4月2日）の翌日である同年4月3日に、過年度保険料として遡って一括納付されていることから、申立人の保険料を納付していたとする勤務先の社長は、未納の解消に努めていたと考えられる上、申立期間①直後の49年4月から50年3月までの保険料が現年度保険料として納付されていることから、12か月と短期間である申立期間①の保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間②の国民年金保険料については、国民年金被保険者台帳によると、現年度保険料として納付されなかったため、過年度保険料に係る納付書が送付されたことを示す記載が確認できる。同被保険者台帳によると、申立期間①及び②の間である昭和50年10月から51年3月までの保険料が同年8月に過年度保険料として遡って納付されている記録が確認でき、当該期間の保険料については、申立期間②と同様に現年度保険料として納付されず、過年度保険料に係る納付書が送付されたことにより、遡って納付されたものとみられる。このため、勤務先の社長は、現年度保険料として納付しなかった申立人に係る保険料については、未納のままとすることなく、社会保険事務所（当時）から送付された納付書により、過年度保険料として納付していたと考えられることから、6か月と短期間である申立期間②の保険料についても、同様に過年度保険料として遡って納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間、同年10月から61年3月までの期間、同年5月から62年3月までの期間及び平成11年3月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和60年7月から61年3月まで
③ 昭和61年5月から62年3月まで
④ 平成11年3月
⑤ 平成12年1月から同年3月まで

私は、昭和55年9月に会社を退職後、国民年金の再加入手続を行い、付加保険料も納付する手続を行った。申立期間の付加保険料は、A町役場から送付された納付書により妻が金融機関や同町役場で納付していた。申立期間①に係る領収書が見付かったが、その領収書では、付加保険料も含んだ金額を納付しており、ほかに付加保険料を納付していた証拠として、申立期間当時の給与所得者の保険料控除申告書と平成11年国民年金保険料納付証明を提出するので、申立期間について付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金加入期間において、60歳到達直前の未納とされている9か月（39年の加入可能年数を満たしているため。）を除き、国民年金保険料を全て納付している上、45年10月から平成12年5月までの期間において、申立期間及び厚生年金保険加入期間（昭和52年7月から55年8月まで）を除き、付加保険料を全て納付していることから、申立人の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間①については、申立人が所持するA町の昭和59年度国民年金保険料納付通知書兼領収書によると、昭和61年3月10日に定額保険料と付加保険料の合計額が金融機関で納付されていることが確認できるところ、本来付加保険料を遡って納付することはできないが、当該期間の付加保険料が還付された記録は見当たらない。

さらに、申立人が所持する申立期間①を含めた昭和59年度国民年金保険料納付通知書兼領収書を見ると、A町においては、付加年金加入者に対して、定額保険料と付加保険料の合計額が記載された納付書を発行していたことが確認できる。オンライン記録によると、申立期間①、②、③、④及び⑤の申立期間の前後の期間において、付加保険料が納付済みとなっているところ、付加保険料は、制度上、納期限までに納付しなかった場合には、付加保険料の納付中止の申出をしたものとみなされるが、当該申立期間後に付加年金に再加入した形跡も見られない。このことから、申立期間②、③、④及び⑤についても、同町から定額保険料と付加保険料の合計額が記載された納付書が申立人に送付されていたものと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、申立期間②、③、④及び⑤の定額保険料は過年度納付されていることが確認できるところ、i) 前述のとおり、申立期間①の定額保険料及び付加保険料は、A町発行の納付書により過年度納付されていること、ii) 同町の昭和60年度国民年金徴収明細書において、申立人に係る備考欄には、申立期間②のうち、昭和60年7月から同年9月までの付加保険料のみが返金された記載があること、iii) 申立期間⑤の定額保険料が、社会保険事務所(当時)から過年度保険料の納付書が発行される前とみられる平成12年5月23日に納付されていること、iv) 申立人の保険料を納付していたとする妻は、同町発行の納付書で保険料を納付したとしており、社会保険事務所から送付された納付書で保険料を納付した覚えは無いとしていることを勘案すれば、妻は、申立期間①と同様に、申立期間②、③、④及び⑤についても、同町発行の定額保険料と付加保険料の合計額が記載された納付書で過年度納付していたものと考えられる。このうち、申立期間②のうち昭和60年10月から61年3月までの期間、申立期間③及び④の付加保険料が還付された記録は見当たらない。

一方、申立期間②のうち、昭和60年7月から同年9月までの付加保険料については、上述のとおり、A町の昭和60年度国民年金徴収明細書において、申立人に係る備考欄には、「7～9月の付加返金1,200円 61.11.12」と記載され、申立人の名字である「B」の印が押されていることが確認できることから、当該期間の付加保険料が同町から申立人に還付されたものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立期間⑤については、定額保険料が平成12年5月23日に過年度納付されており、この納付日と近接する同年5月25日に還付決議が、同年7月26日に1,200円の還付処理が行われた記録が確認

できる。日本年金機構によると、この還付記録については、どの期間の何の保険料について還付されたかは不明であるとしているものの、当該還付記録については、申立期間⑤の定額保険料が納付された直後に決議が行われていること、及びこの1,200円は付加保険料月額（400円）の3か月分と一致している状況を踏まえると、当該期間の付加保険料が社会保険事務所から申立人に還付されたものと推認できる。

なお、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していた証拠として、昭和57年から62年までの6年分及び平成11年の給与所得者の保険料控除申告書の写し（以下「申告書」という。）並びにA町が発行した平成11年国民年金保険料納付証明を提出している。このうち申告書の社会保険料控除欄の内訳の申立人に係る国民年金保険料の記載を見ると、i) 申立期間①、②及び③に係る期間のうち、昭和60年は8万4,120円の記載であり、同年1月から同年12月までの定額保険料と12か月分の付加保険料の総額と一致するものの、61年は6万1,500円の記載であり、同年1月から同年12月までの定額保険料と12か月分の付加保険料の総額とは一致せず、この金額はオンライン記録における保険料の納付日により確認できる60年1月から同年9月までの定額保険料と6か月分の付加保険料の総額と一致し、60年及び61年において記載金額に矛盾が生じていること、ii) 申立期間④に係る平成11年は13万7,000円の記載であり、これは同町が発行した11年国民年金保険料納付証明の合計金額と同様であるものの、この金額はオンライン記録における保険料の納付日により現年度保険料として納付されたことが確認できる同年1月及び同年2月、並びに同年4月から同年11月までの定額保険料と10か月分の付加保険料の総額と一致し、申立人が申立期間④の付加保険料を納付していたとまでは推認し難いことから、申立人の所持する申告書及び11年国民年金保険料納付証明をもって、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料とは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間、同年10月から61年3月までの期間、同年5月から62年3月までの期間及び平成11年3月の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から39年3月まで

私の国民年金加入手続は、私が20歳（昭和38年*月）になった頃、母親がA市で行い、申立期間の国民年金保険料についても、母親が、定期的に訪れた集金人に、母親や兄の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付していたとする母親についても国民年金加入期間において保険料を全て納付していることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、申立人に対しては、国民年金手帳記号番号が2回払い出されたことが確認できる。1回目は、A市において、昭和38年9月から同年11月頃に払い出されており、この頃に母親が申立人の国民年金加入手続を行い、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した同年*月*日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。2回目も、同市において、50年5月頃に払い出されており、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した43年3月1日に国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。申立人に対しては、これら手帳記号番号以外の別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、母親は、当該1回目の手帳記号番号を用いて申立人に係る申立期間の国民年金保険料を現年度保険料として集金人に納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、母親が、定期的

に訪れた集金人に、母親や兄の保険料と一緒に納付してくれていたとしているところ、オンライン記録によると、申立人の主張どおり、母親及び兄の保険料は納付済みとされている上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の昭和39年4月から40年2月までの保険料は現年度保険料として納付されていることが確認できることから、納付意識の高かった母親が申立人に係る申立期間の保険料を現年度保険料として集金人に納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

申立期間について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が保管する賞与明細書及び銀行から提出された「お取引明細表」により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していない旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）国民年金 事案 3797

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から41年3月まで

私は、国民年金制度発足と同時にA市B区で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。昭和38年12月に転居したC市では、自宅に訪れた集金人に1か月当たり100円の保険料を年末にまとめて夫の分と一緒に納付しており、その後、私が44年3月に厚生年金保険被保険者となってからも引き続き46年頃まで集金人に保険料を納付していた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者台帳及び申立人が現在所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年11月頃に夫婦連番でA市B区において、夫婦共に資格取得日を同年10月1日として払い出されており、国民年金保険料については、申立期間直前である38年12月まで同区で納付されていることが確認できる。このため、申立人は、同年12月の住所変更に伴い、C市において国民年金の手続を行い、引き続き保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、申立期間については、i) 申立人は、C市において住所変更に伴う国民年金の手続を行った記憶は明確ではなく、詳細は不明であること、ii) 申立人が現在所持する国民年金手帳では、同市へ転居（昭和38年12月）した住所変更の記載は確認できないこと、iii) 申立人に係る国民年金被保険者台帳の備考欄によると、申立人は、39年12月24日に国民年金の不在被保険者（転居先が不明等住所が不明な被保険者）とされ、その後、42年12月15日に申立人の住所確認がされたとする記載が確認できることを踏まえると、同市における申立人の住所変更に係る事務処理は同年12月に行われたものと考

えられる。このため、申立人は、申立期間当時、同市において集金人に国民年金保険料を納付することができなかったものとみられる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳については、申立人の住所確認(昭和42年12月)がされた翌月の43年1月にC市を管轄する社会保険事務所(当時)に移管されている記載が確認できる。この移管時期を基準とすると、申立期間のうち、39年1月から40年9月までの国民年金保険料は、既に2年の時効が成立しており、申立人は当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったほか、同年10月から41年3月までの保険料は、過年度保険料として納付することが可能であったものの、同被保険者台帳の申立期間の月別納付欄には「時効消滅」のゴム印が押されていることから、申立人は、当該期間の保険料も、その後、時効が成立する前に納付していなかったものとみられる。

さらに、申立人は、夫の分と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、夫に対しては、国民年金手帳記号番号が2回払い出されたことが確認できる。1回目は、上述のとおり、A市B区において払い出され、申立人と共に昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得したものの、その後、36年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、同日に国民年金の被保険者資格を喪失している。2回目は、41年5月28日(平成2年6月4日付けで昭和41年5月29日と訂正)に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、C市において払い出され、国民年金の被保険者資格を再取得している。このことから、夫は、申立人に係る申立期間においては、厚生年金保険の被保険者であったこととなり、申立人が、申立期間の保険料を夫の分と一緒に集金人に納付していたと推認することはできない。

加えて、申立人が居住していたC市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録同様、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人が述べている厚生年金保険の被保険者期間中に国民年金保険料を納付した期間(昭和44年3月から46年3月まで)については、既に保険料が還付済みである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（千葉）国民年金 事案 3798（静岡国民年金事案 636 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から55年12月までの期間、62年4月から平成4年3月までの期間及び5年4月から12年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から55年12月まで
② 昭和62年4月から平成4年3月まで
③ 平成5年4月から12年2月まで

私は、以前、第三者委員会に申立てを行なったが、前回の申立期間①の昭和43年11月から55年12月までについては、区役所又は銀行で毎月250円ぐらいの国民年金保険料を納付しており、56年からは、母子家庭であったため、保険料は全額免除されていたが、前回の申立期間②の62年4月から平成10年12月までについては、7,000円ぐらいの保険料を銀行で納付していたという内容で申立てをした。しかし、20年12月12日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知を受け取った。

今回、新たな資料などは見つかっていないが、申立期間①の国民年金保険料については、区役所又は銀行で納付していたほか、郵便局で納付したり郵便局員や銀行員に渡していたこともあり、申立期間②及び③の保険料については、はっきりと覚えていないが納付していたので、適切に調査し、再度、審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 前回の申立期間（①昭和43年11月から55年12月までの期間及び②62年4月から平成10年12月までの期間）に係る申立てについては、i）申立期間は長期間であり、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間においても、国民年金保険料は未納であり、14年2月に国民年金の加入勧奨、16年に保険料の全額免除指導を受けているため、申立人の国民年金に対する意識は高かったとは言えないこと、ii）申立人は過去に何度か住所を異動していると

ころ、申立人に対しては二つの国民年金手帳記号番号が払い出されており、いずれの国民年金手帳記号番号で管理されている年金記録においても住所変更の記載が無いため、申立人が住所を異動した際、国民年金に係る手続きを適切に行っていたことがうかがえないこと、iii) 申立人は、申立期間当時の国民年金手帳を所持しておらず、申立期間当時の保険料の納付をうかがわせる資料等も無いことなどから、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき20年12月12日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、前回の申立期間②については、国民年金保険料が免除されていた平成4年度を申立期間から除いた上で、申立期間の終期を平成12年2月までと変更し、昭和62年4月から平成4年3月までを申立期間②とし、5年4月から12年2月までを申立期間③として、再度申立てを行っている。

3 国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、前述のとおり、申立人に対してはこれまでに国民年金手帳記号番号が2回払い出されたことが確認できる。1回目は、昭和44年7月又は同年8月頃にB市C区(現在は、同市D区)で払い出されたものと推認でき、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、同年4月まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。2回目は、54年12月頃にE市F区で払い出されたものと推認でき、この頃に申立人の2回目の加入手続が行われ、申立人が20歳に到達した43年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、それぞれの手帳記号番号において被保険者資格を取得していたこととされている。

4 申立人に対し1回目に払い出された国民年金手帳記号番号においては、上記のとおり、昭和44年4月に国民年金被保険者資格を取得していることから、申立人は、申立期間①のうち、43年11月から44年3月までについては、国民年金に未加入となり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和45年10月にB市G区に転居したものの、48年8月頃には同区において不在被保険者(転出先が不明等住所が不明な被保険者)として取り扱われていることから、申立人に係る国民年金の住所変更手続きは、同区で行われたのを最後に、その後適切に行われていなかったことがうかがわれる上、不在被保険者となった申立人に対し、少なくとも同年8月より後に、国民年金に係る納付書は送付されず、国民年金保険料が徴収されることはなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、不在被保険者としての取扱いは、申立人が60歳に到達した平成20年*月まで継続されており、昭和44年4月か

ら60歳到達までの国民年金加入期間において、国民年金保険料が納付された形跡は一度も見当たらないことから、1回目に払い出された手帳記号番号により、申立人が申立期間①から③までの保険料を納付していたとは考え難い。

- 5 申立人に対し、2回目に払い出された国民年金手帳記号番号においては、国民年金加入手続が行われた時期（昭和54年12月頃）を基準とすると、申立期間①のうち、43年11月から52年9月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、申立人は遡って保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上記加入手続時期（昭和54年12月頃）において、申立期間①のうち、52年10月から54年3月までの国民年金保険料については、過年度保険料として、同年4月から55年12月までの保険料については、現年度保険料として納付することが可能であったものの、当該期間に引き続く56年1月以降の数年間の保険料は免除されていたことが確認できることから、2回目の加入手続以後に申立人が当該期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

- 6 申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料を渡していたとする郵便局員及び銀行員とは連絡が取れないとしており、当時の状況を確認することができず、保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、郵便局や銀行など複数の金融機関で、申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたと主張しているが、これら異なる金融機関を利用して納付したとする申立期間①から③までの保険料について長期間にわたる記録漏れ、記録誤りが生ずる可能性は少ないことから、そのいずれもが年金記録から欠落したとは考え難い。

- 7 今回の申立人の主張は、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び申立期間③のうち、平成5年4月から10年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間③のうち、平成11年1月から12年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8772

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月から 56 年 7 月まで
② 平成 15 年 4 月

申立期間①については、A社B工場で勤務していたが、標準報酬月額が下がっている。給与が減った記憶は無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、申立期間②の標準賞与額が著しく低いので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間①における申立人の標準報酬月額は、直前の標準報酬月額よりも低い額で記録されていることが確認できるところ、申立人は、「申立期間①については、A社B工場に勤務していた。当時は残業などが増える一方だったので、標準報酬月額が下がるはずはない。」と主張している。

しかしながら、A社が加入しているC企業年金基金から提出された申立人の加入員台帳及び同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①における申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社は、「当時の資料が残存しておらず不明である。」と回答しているとともに、同社が加入しているD健康保険組合は、「申立期間①における申立人の加入記録は確認できるが、標準報酬月額の記録については履歴が残っておらず不明である。」と回答している。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、A社が加入しているC企業年金基金から提出された申立人の加入員台帳によると、当該期間に係る標準賞与額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社は、「当時の資料が残存しておらず不明である。」と回答しているとともに、同社が加入しているD健康保険組合は、「申立期間②に係る申立人の標準賞与額の記録については、履歴が残っておらず不明である。」と回答している。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月15日から11年7月20日まで
申立期間について、A社B支店に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された人事記録及び平成7年11月から11年7月までの給与支給明細書により、申立人は、同社B支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格に係る届出は行っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答しており、上記給与支給明細書により、申立人は、申立期間に給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A社の事務担当者及び同社B支店の同僚は、申立人が社会保険に加入しない雇用形態であった旨証言している。

さらに、申立人の住所地であるC市の回答によると、申立人は、申立期間に国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 13 日から 55 年 2 月 21 日まで
私はA社（現在は、B社）に入社し、C社に派遣され勤務していた。同社の協力会社であるD社の社員証によると、入社日が昭和 54 年 12 月 13 日であることが確認できるが、A社の厚生年金保険の被保険者資格取得日は 55 年 2 月 21 日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたD社の社員証には入社日が昭和 54 年 12 月 13 日と記載されていること、申立人から提出された申立期間当時に申立人が所属していたC社の部署に係る名簿に「79. 12. 19」と記載されていることが確認できること、及び申立期間当時のA社の事務担当者が「A社ではD社を通してC社に社員を派遣し、D社が社員証を交付していた。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に在籍し、C社に派遣されて勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格取得日は、オンライン記録及び雇用保険の記録と同日の昭和 55 年 2 月 21 日と記録されており、遡って訂正された形跡は無い上、上記被保険者名簿の「取得の受付年月日」欄には、他の同僚と同様に資格取得日の約 2 週間後の同年 3 月 4 日と記載されており、不自然な点は見当たらない。

また、B社は、「申立期間当時の資料は保管していないため、申立人の申立期間における勤務及び保険料控除について確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 2 月から 37 年 6 月まで正社員としてA社B営業所に勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B営業所に在籍していた複数の同僚の氏名を挙げているところ、同社同営業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる当該複数の同僚が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社同営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該複数の同僚は、「厚生年金保険の加入については分からない。」、「作業員であったので、事務について詳しいことは分からない。」と証言しているとともに、当時の事務担当者も死亡している上、A社は、「当時の資料は廃棄済みであるため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで
② 昭和 39 年 9 月 1 日から 41 年 12 月 2 日まで
③ 昭和 42 年 1 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 6 月 12 日から 44 年 3 月 27 日まで

年金記録を確認した際に、脱退手当金が支給された記録となっていることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求資料として年金事務所に保管されている脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名及び押印が認められ、請求者の住所は、当時申立人が住んでいたと述べる住所地と一致しているとともに、当該脱退手当金を支払済みとする旨の管轄社会保険事務所（当時）の押印がされているところ、脱退手当金支給決定伺には、起案者及び複数の決裁者に係る押印が確認できる上、当該脱退手当金の支払決定に係る押印も認められることから、当該脱退手当金の裁定請求について適正に手続が行われたことがうかがえる。

また、申立期間④の事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年7月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。